

令和3年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（飲食店等） に係る相談窓口を5月18日（火）に開設します

令和3年5月16日付けで適用された、まん延防止等重点措置での県からの営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店等の皆様に、協力金を支給します。

については、5月18日に協力金の相談窓口（コールセンター）を開設します。

1 相談窓口（コールセンター）

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電 話：0570-077-370

備 考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。

※令和3年5月8日から5月15日までの間の営業時間短縮要請に係る協力金についても当該コールセンターで相談を受け付けます。

2 協力金（飲食店等）

（1）支給対象者

要請の対象となる店舗を有する事業者（「ストップコロナ！対策認定店」を含む。）であって、県の要請に全期間を通して全面的に協力した者

【参考（要請内容等）】 https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html

（2）協力金額

・事業規模（売上高等）に応じた協力金を支給

【参考（飲食店等）】 https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00013.html

（3）申請方法等 ※詳細は後日、県ホームページ等でお知らせします。

・郵送、オンライン（専用サイト）での申請（6月下旬から受付開始予定）

※申請書類は、各行政県税事務所、市役所・役場、商工会議所・商工会にて配布予定

3 その他

・その他施設（大規模施設等）向けの協力金については、別途相談窓口（コールセンター）を設置予定 ※後日、県ホームページ等でお知らせします。